令和元年度 第3回 日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和元年(2019年)6月20日

日野市教育委員会

令和元年度第2回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和元年(2019年)6月20日(木)

14時06分~15時27分

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 米田 裕治 委 員 髙木 健夫

委 員 西田 敦子 委 員 濵屋 浩

委 員 真野 広

欠席委員 なし

議事録署名委員 委 員 西田 敦子

事務局出席者 教育部長 山下 義之 教育部参事 金子 龍一

教育部参事 谷川 拓也 教育部参事 志村 理恵

(兼確・頼支援センター長)

庶務課長 村田 幹生 学校課長 加藤 真人

ICT翻額攤髮 青木 真一郎 生涯学習課長 関 健史

学校課主幹 山口 敦子 統括指導主事 田村 孝夫

傍聴者 なし

書記 庶務課課長補佐 中村 守助

庶務課主任 馬場 康二

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実に相違ないことを認め、ここに署名します。

西田敦子

議事録署名

教育長

議事内容

議案

- 第10号 令和元年度日野市教育委員会評価委員の委嘱の専決処分について
- 第11号 教育委員会職員人事について
- 第12号 教育委員会職員の分限休職について
- 第13号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願審査

- 第1-1号 PTAと学校の関わり、PTA加入案内に関する請願
- 第1-2号 小・中学校の体育着の下の肌着を原則着用禁止とする指導に関する請願
- 第1-3号 学校の PTA に対する認識に関する請願
- 第1-4号 夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願
- 第1-5号 夢が丘小学校連絡手段に関する請願
- 第1-6号 水泳 (プール) の授業での腰洗い槽使用に関する請願
- 第1-7号 夢が丘小学校のハラスメント・脅迫行為について請願

報告事項

第6号 行政情報の公開請求

[米田教育長]

ただいまから、令和元年度第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名は、西田委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案4件、請願審査7件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を先に行い、その後、議案第10号から順次、審議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。なお、議案第12号・議案第13号は、公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、その後、議案第10号から順次、審議を進めます。議案第12号、第13号は会議規則第10条の規定により公開しない会議とし、会議の最後に審議します。

それでは、請願審査に入ります。

請願審査の進め方についてですが、請願第1-1号および1-3号は PTA に関することですので、請願第1-1号の次に1-3号、次に1-2号、1-4号の順に審査してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、請願第1-1号の次に1-3号、次に1-2号、1-4号の順に審査してまいります。

請願第1-1号・PTA と学校の関わり、PTA 加入案内に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第1-1号 PTAと学校の関わり、PTA加入案内に関する請願

[村田庶務課長]

それでは議案書9ページをご覧ください。

請願番号、請願第1-1号。受付年月日、令和元年5月7日。

件名、PTA と学校の関わり、PTA 加入案内に関する請願、でございます。

請願者の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。請願の要旨につきましては、記載のとおりでございます。 説明は以上でございます。

「米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

濵屋委員

「濵屋委員]

この請願は PTA と学校との関わりについての請願になっていますが、本来的な質問として、PTA をどういう団体と認識しているかということを教えていただけますでしょうか。

[谷川教育部参事]

それでは PTA について、ご説明をさせていただきます。

PTA は任意団体であり PTA の加入は任意となります。PTA は保護者と教員が学校の教育環境をよくしたいという願いから設立された団体でございます。PTA は学校ごとに設立されておりますので、それぞれの PTA によって目的は異なります。夢が丘小学校におきましては、この会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする、とされております。

そのほかに PTA には三つの役割があると考えております。第一は、学校が子供にとってよりよい教育環境とするための対話の場、第二は、地域と学校をつなぐ役割、第三は、保護者と教員が協力して授業やそして行事を進めていく役割があると考えております。

任意団体でありますので参加を強制されるものでありませんが、より多くの保護者や教員が PTA に参加され、意見を出し合い、運営されることでよりよい PTA の運営ができると期待されていると考えております。

以上でございます。

[米田教育長]

ほかに質問はありますでしょうか。髙木委員。

[髙木委員]

今回、PTA加入に関する請願になっているわけですけれども、加入にあたって夢が丘小学校ではどのような案内をしたのか、ご説明をお願いしたいと思います。

「田村統括指導主事〕

案内内容について、ご説明いたします。

平成31年2月4日の新1年生入学説明会において、PTAの役員の方々がPTA活動について説明を行ったのみで、加入、非加入の説明は行っていないと聞いております。またその際、参加した保護者から、PTAは加入しなくてもよいのかという質問があり、PTA役員が、PTA活動は任意のため加入しなくても構わないとの話はしております。

以上でございます。

[米田教育長]

ほかに質問はございますか。真野委員。

「真野委員〕

この請願の最後のところに、夢が丘小学校以外の小・中学校も PTA は任意加入であると 周知するよう努力していただきたいと、こうあるのですが、現状、任意加入の周知の状況 等について教えてください。

[金子教育部参事]

任意加入の周知の状況についてご説明申し上げます。

日野市立小中学校 PTA 協議会といたしまして、PTA の加入は任意加入であると認識しております。任意加入の周知につきましては、平成29年度からの理事会などの場におきまして各校の PTA と共通認識としている状況にございます。以上でございます。

[米田教育長]

ほかにご質問はございませんか。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。髙木委員、お願いします。

[髙木委員]

今質問させていただきました内容から請願内容を見てみますと、請願者が言っております、夢が丘小学校以外の小・中学校も PTA は任意加入であることを周知するようにしていただきたいということですけれども、市の PTA 協議会を通じて関係者には任意加入であることについてはこれまでも周知はされているようですし、また請願者自身が、学校が責任を持って「任意加入」と案内すべきと言われますけれども、基本的にはやはり PTA のことは PTA でやるべきだということでありますので、本請願については、不採択と考えております。以上です。

[米田教育長]

ほかにご意見ございますか。濵屋委員。

「濵屋委員]

私も髙木委員と同じ考えを持っています。請願には、学校が責任を持って「任意加入」と案内すべきとありますけれども、夢が丘小の PTA の規約を見ると方針の中に、PTA というのは自主独立のものとして他のいかなる個人、団体、機関の干渉を受けないと規定されています。やはり自主的な団体でありますので、学校との協力関係のもとに児童の幸福な成長を図るという目的を共に達していく組織ではありますけれども、活動そのものは自主性をもって行うべきと考えますので、学校が責任を持って任意加入と案内すべきであるという意見には賛成できません。ですから、私も不採択だと考えております。

「米田教育長〕

ほかにいかがでしょうか。真野委員。

「真野委員〕

先ほど質問させていただきましたが、今の PTA への加入、任意加入である旨を周知しているという状況も伺いましたので、改めて本請願を採択する必要はないと思います。ですから私も不採択と思います。

[米田教育長]

西田委員。

「西田委員]

PTA は任意団体で任意加入です。このことの周知は、PTA がすることであると考えますので、これについては不採択だと考えます。

[米田教育長]

私は、PTAが自らの活動として自らがきちんと説明していくのが一番の大きな基本かと思います。改めて学校が認識を聞かれれば、それは同じような話をするわけですけれども、まずは PTAが主体性をもってきちんとやっていくことと考えますので、そういう意味では皆さんと同じ不採択と考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見はありますでしょうか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございますので、PTAと学校の関わり、PTA加入案内に関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。請願第1-1号は不採択とすることに決しました。

請願第1-3号・学校の PTA に対する認識に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第1-3号 学校の PTA に対する認識に関する請願

「村田庶務課長〕

議案書の13ページをご覧ください。

請願番号、請願第1-3号。受付年月日、令和元年5月15日。

件名、学校の PTA に対する認識に関する請願、でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページをご覧ください。請願の要旨につきましては、記載のとおりでございます。 説明は以上でございます。

「米田教育長〕

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。 西田委員、お願いします。

「西田委員〕

請願の要旨の本文の中に、「学校のお知らせメールも PTA の関与により、非加入者が学校の情報を得難い状態にしている。結果、非加入者の親の児童が学校の授業や行事で差別を受けやすい環境になっている」と記述されています。そこで学校のお知らせメールの状況はどのようになされているのか、さらに非加入者にはどのように配慮がなされているかについて、説明をお願いしたいと思います。

[谷川教育部参事]

それでは、お知らせメールについてご説明させていただきます。

まず、学校は保護者に緊急連絡をする場合には、現在日野市メール配信サービスを利用 し保護者へ連絡をしております。この日野市メール配信サービスでは、メールを登録され た方全員に配信されることになります。他に学校で利用している学校お知らせメールは3 9メールといわれるものです。

39メールは学年や学級ごとに配信することができ、学校としては緊急な連絡をするときに使い勝手がよいということを聞いております。利用料金は年間1万円ですが、夢が丘小学校ではこの金額をPTAが負担しているということです。現在加入はおよそ8割で、未加入の方については担任が個別に電話連絡をしております。39メールは今年度、学校か

ら配信したものは1回で、1年生の時間割変更ということに利用しています。39メールにはPTAに加入している、していないに関わらず誰でも登録することはできます。以上でございます。

[米田教育長]

真野委員。

[真野委員]

別の質問ですけれども、夢が丘小学校が保護者向けに発行するプリントについて請願の中に書かれておりますが、このプリントの、書かれている懇談会を案内しているということですけれども、そのプリントの状況について教えていただければと思います。

「谷川教育部参事]

それではプリントのご案内についてご説明をさせていただきます。

こちらの懇談会といわれるものですが、これは4月12日、14時から行われた保護者 会についてのお知らせになります。

学校だより、PTA のたよりでは保護者会として周知をされているものです。校長、PTA 会長、学級委員長連名の PTA 運営委員選出についてのお知らせでは、これは4月10日に配布されています。こちらには4月の保護者会にて新年度の運営委員を選出いたしますと案内されています。一方、4月8日の学校だよりでは、保護者会について、各学年も全体会、学級懇談会の順で行いますとは書かれておりますが、PTA 運営委員の選出についてはふれられていないところでございます。以上でございます。

「米田教育長」

ほかにご質問はございませんか。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。髙木委員、お願いいたします。

「髙木委員〕

請願者は本文の中で、先ほど質問をし、回答いただきましたけれども、お知らせメールの関係で非加入者の児童が差別を受けやすい環境になっているという状態をベースに、請願の事項としては、PTA加入者向けのことは学校外で行っていただきたいということを述べているわけですが、基本的には先ほどのPTAの役割にもあったように、学校の支援としてのPTAの団体が存在すると考えておりますので、ここでの加入者向けのことは学校外で行っていただきたいということについては、受け入れられないと考えております。従って、本請願は不採択と私自身は考えております。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。真野委員、お願いします。

[真野委員]

私も先ほど質問させていただきましたが、PTAの役員を決める内容、それから懇談会の案内ということで、両案内を見ることによって内容を把握することはできると思うんですけれども今後さらに、PTAと学校の案内というところで、受け取った方にわかりやすいようにしていく余地はあるのかなと思いますので、そこはさらに努力をお願いしたいと思います。その上で、PTAの活動自体が学校の子供たちのために、加入している、非加入に関

わらず全ての子供たちのために教育環境をより良くしていこうという、こういう目的に立っているわけで、請願者の最後にありますが、PTA加入者向けのことは学校外で行っていただきたいというのは、これは受け入れられないと思います。

従いまして、本請願は不採択と考えます。

「米田教育長]

ほかにご意見はございますか。西田委員。

[西田委員]

市内の小・中学校のPTAは、加入者、非加入者に関わらず全ての児童・生徒の健全な成長を願って学校の教育活動を支援したり、地域で様々な校外活動を行ったりしています。 今年度からスタートした日野市未来に向けた学びと育ちの基本構想を進めていく上でも、学校と家庭と地域と子供をつなぐPTAの協力は欠くことはできません。

従って、請願はその流れに沿うものとは言えず、不採択と考えます。

「米田教育長]

濵屋委員。

[濵屋委員]

私も同意見です。公教育というのは PTA に加入しているから、加入していないからという区別ではなくて、共に協力し合って子供たちのことを考えていくということです。学校の外で行っていただきたいという主張は、そういった実態と合っていない、あるいは理念と合っていないものだと考えていますので、これは不採択とすべきと考えます。

「米田教育長」

私も皆さんと同じで、学校外で行っていただきたいというところについてです。やはり学校と PTA はいろいろな知恵を出し合ってより良い学びと育ちの環境を共につくっていくというそういうことですので、PTA 加入者向けのことは学校外で行っていただきたいということについては、これは不採択と考えます。

「米田教育長]

ほかにご意見はありますでしょうか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございましたので、学校の PTA に対する認識に関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。請願第1-3号は不採択とすることに決しました。

請願第1-2号・小・中学校の体育着の下の肌着を原則着用禁止とする指導に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第1-2号 小・中学校の体育着の下の肌着を原則着用禁止とする指導に関する 請願

[村田庶務課長]

議案書11ページをご覧ください。

請願番号、請願第1-2号。受付番号、令和元年5月7日。

件名、小・中学校の体育着の下の肌着を原則着用禁止とする指導に関する請願、でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。請願の要旨につきましては、記載のとおりでございます。 説明は以上でございます。

「米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。 髙木委員。

[髙木委員]

本請願は、ただいまもございましたように件名として、小・中学校の体育着の下の肌着を原則着用禁止とする指導とありますけれども、日野市内におきます小・中学校への指導の実態について、ご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[谷川教育部参事]

それでは、市内の小・中学校の肌着の着用の状況について、ご説明させていただきます。 中学校では、体育の時間に肌着を着ないように指導している学校はございませんでした。 小学校では、8校が低学年で体育着の下に肌着をつけないように指導しております。こ の8校は子供たちの成長や気温の感じ方など個人差があることから、この肌着の着用につ いては保護者と相談し個別に対応しているということです。そのほかの学校では体育着の 下に肌着を着用するときには着替えの肌着を準備するように呼びかけている学校もござい ました。以上でございます。

「米田教育長」

ほかに質問はございますか。真野委員。

[真野委員]

請願の冒頭のところに、日野市立夢が丘小学校の学年だよりにて「肌着を原則着ない」と、こう書かれていますけれども、この学年だより、具体的にはどの学年で、またこういう肌着を原則着ないという指導をしているその理由につきまして教えてください。

[谷川教育部参事]

夢が丘小学校では第1学年の学年だよりにて体育の時間には肌着を着用しませんとお知らせをしております。2学年以上ではそのようなお知らせは出しておりません。

1 学年に肌着を着用しないように指導している理由といたしましては、肌着を着用して 体育を行うと肌着が汗で濡れてしまうので、汗による冷えを防ぐために肌着を脱いで体育 に参加することをお願いしているということを聞いております。以上です。

「米田教育長]

ほかにご質問はございますか。濵屋委員。

[濵屋委員]

先ほどご説明の中で、低学年は成長や気温の感じ方によって個別差があるのでというお話がありましたけれども、肌着を着用することについて、どういう考えがあるかについて、教えていただけますでしょうか。

[谷川教育部参事]

肌着の着用についてですが、子供たちの成長や気温の感じ方など、個人によって差があることから、ご家庭が判断する内容であると考えております。幼稚園や小学校の低学年では、体育の後や校庭で遊んだりして汗をかいた後には、汗をタオルで拭くとか、汗で濡れたシャツは着替えるように声をかけていくことは必要かと考えております。以上でございます。

「米田教育長]

ほかにご質問はございますか。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。髙木委員。

[髙木委員]

今質問させていただいて、市内の肌着の原則着用禁止とする指導の実態を伺いますと、 本請願の件名でいうところの小学校・中学校全般的に着用が禁止されるという指導はされ ていない実態だと思います。そういったことで請願者の趣旨については事実誤認があるか と思いますので、本請願については不採択と考えております。

[米田教育長]

ほかにご意見ございますか。真野委員。

「真野委員〕

今、髙木委員からありましたとおり、実態を伺いますと、この請願のタイトルにあります、小・中学校の体育着の下の肌着を原則着用禁止とする指導に関する請願ということはあたらないと思いますので、不採択でよろしいかと思います。

「米田教育長]

ほかにご意見ございますか。西田委員。

[西田委員]

1年生の学年だよりに「体育の授業では、肌着は原則として着用しません」と書いた訳は、汗による体の冷えを防ぐためという説明がありました。確かに体育の授業ではたくさん汗をかきますし、低学年はその始末も十分ではないでしょう。そのことを保護者に伝えることは必要だと思いますが、それに対する判断は家庭に任せて良いことだと思います。しかし、市内の中学校では、体育の時間に肌着を着ないように指導している学校はないとのことですし、小学校でも様々な配慮がなされているようです。学校と保護者で話し合えば解決できる内容だとも思います。本請願は不採択と考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。濵屋委員。

[濵屋委員]

私も同意見です。説明にあったように、基本的には肌着を着用するかどうかというのは

家庭で判断すべきであるというご回答がありました。ですので、この請願にある原則着用禁止とする指導に関する請願というのは事実の誤認があるように思われますので、不採択とすべきと思います。

[米田教育長]

私も谷川参事が一番最後に話をされたように、肌着を着用する、しないは家庭の判断、 それぞれの状況によって判断するということです。ただ、中学校は肌着を原則着用禁止と する指導をまず行っておりませんので、この件名としては現状の状況と異なっていますの で、そういう意味でこれは不採択と私は考えます。

「米田教育長」

ほかにご意見はございますか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございましたので、小・中学校の体育着の下の 肌着を原則着用禁止とする指導に関する請願については、これを不採択とすることにした いと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。請願第1-2号は不採択とすることに決しました。

請願第1-4号・夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第1-4号 夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願

「村田庶務課長〕

議案書の15ページをご覧ください。

請願番号、請願第1-4号。受付年月日、令和元年5月15日。

件名、夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願、でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページをご覧ください。請願の要旨につきましては、記載のとおりでございます。 説明は以上でございます。

「米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。髙木委員。

「髙木委員〕

本請願をよく読んだのですけれども、請願者が言っています課題、問題点について、特に学校側の対応になるかと思うんですが、その辺の課題、問題について事実の確認が私自身はできませんでした。そういった意味で、請願事項として2項ほどありますけれども、この内容についての事実確認ができないうえに適否も判断できないという状況にあるので、

本請願については、もう少し事実関係を調査しながら採択の可否を判断すべきと考えておりますので、現時点では継続ということでどうかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。真野委員。

「真野委員〕

私も髙木委員と同じ意見で、請願の要旨、何度も読みましたけれども、これだけの中からは判断できかねると思いますので、継続という形で判断をさせていただきました。

「米田教育長]

ほかにご意見はありますか。濵屋委員。

[濵屋委員]

私もこの文章だけでは事実関係が明確ではないので、請願者の主張だけではなくて、学校とのやり取りをもう少し具体的にわかったうえで考える事案だと思います。ですので、継続審査ということでよろしいと思います。

「米田教育長」

ほかにご意見はありますでしょうか。西田委員。

[西田委員]

私も三人の委員さんと同じ考えです。請願の趣旨に書かれた内容だけですと、採択の判断がつきかねます。請願者と学校とどのようなやり取りがあって請願に至ったのか詳しく知りたいと思います。請願内容は非常に重い内容ですから、継続審査にして十分時間をかけて検討したいと考えます。

「米田教育長]

私ももう少し学校とどのような対応があったか、学校とのどのようなやり取りがあった のか、もう少し状況について調べたいと思いますので、私も継続を考えます。

「米田教育長]

ほかにご意見はありませんか。

[米田教育長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

皆さまのご意見は継続でした。夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願については、 継続とするということにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。請願第1-4号は継続審査とすることに決しました。

請願第1-5号・夢が丘小学校連絡手段に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第1-5号 夢が丘小学校連絡手段に関する請願

[村田庶務課長]

議案書の17ページをご覧ください。

請願番号、請願第1-5号。受付年月日、令和元年5月15日。

件名、夢が丘小学校連絡手段に関する請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ及びその次のページをご覧ください。請願の要旨につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

「米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

「米田教育長]

なければ意見を伺います。

[髙木委員]

本請願は非常に文章量、内容量も多いんですが、件名の夢が丘小学校連絡手段に関する請願というところから察するところでは、私自身は請願の趣旨は、本文の冒頭にあります、連絡手段の一つとして、電子メール等のIT技術を利用できないか、ということのご提案だと理解をします。

ただ、いろいろその状況、背景を述べる中でその第1段目の下から2行目にあります、校長・副校長と面談した印象としては、少なくとも教職員のITリテラシーが低すぎるため、まずは教職員への教育が前提、というご意見もございますけれども、少なくとも面談した印象ということで、聞く限りではかなり限られた場面だという認識もしています。そういったことで、他の場面でのITリテラシーに関する言及について、かなり一方的な主張をされているのかなというふうにも受け止められている部分がございまして、内容については若干の違和感をもっております。

それから、請願事項として文末に3項目ございますけれども、特に3項目の、小学校教諭に対し、最低限のITリテラシーの教育をお願いします、という文章もあるのですが、日野市としてはICTを使った教育についてかなり先駆的、先進的に取り組んでいる実情もございますし、そういったことを考えていきますと先生方のITリテラシーが非常に低いという状況にはないと考えていますし、また、最低限のという、請願者がおっしゃるこの水準が非常に不明確でございますので、そういったことを勘案して、総合的に、本請願は不採択と私自身は考えています。

[米田教育長]

ほかにご意見いかがでしょうか。濵屋委員。

[濵屋委員]

請願事項の1項目目にある、学校との連絡手段として、既存の連絡帳・電話・面談以外の方法により効率的で、記録が残るような運用ができないかどうかという点については、検討していく余地があると感じております。それぞれの方法にメリット、デメリットがあると思いますし、実際に対話する人同士でお互いに相手が今どういう立場にあるのかということを考えながらコミュニケーションをとっていくのが基本であると思います。その中でどういった方法をとっていくのがいいのかというのは、個々の状況によって判断してい

く必要があると考えております。

ただし、髙木委員も指摘していましたが、3つ目の、小学校教諭に対し、最低限のIT リテラシーの教育をお願いするという請願については、請願者は管理職と面談した印象を もとに教職員のITリテラシーが低いと断定しておられますけれども、それは印象から類 推しているのにすぎないと考えます。事実関係の把握に問題があると思いますので、この 請願については不採択とすべきであると考えております。

[米田教育長]

ほかにご意見ございますか。真野委員。

「真野委員〕

私も請願の特に3項目の、小学校教諭に対し、最低限のITリテラシーの教育をお願いしますというところで、特にその判断に至った背景、理由のところが非常に気になりまして請願の要旨のところを読んでみますと、校長・副校長との面談のときの印象をもとに書かれているというふうに感じました。伺いましたところ、面談の時間もおよそ2時間余りの一回だけの面談と伺いましたので、非常に短時間での面談からこう断定されているというところに、私としては違和感を感じざるを得ません。

また次のページのところにも、副校長は電子メールを即時返信が必要、ずっと見ていなければならないものと勘違いされており、という形で、こういった基礎知識が欠けているのではないか、と書かれているわけですけれども、これにつきましても先ほどの面談を通してということで、実際に伺ったところでは、こういう電子メールの扱いについて何か勘違いされていることはないとも伺いました。そういう面では面談の中での認識の違いも発生しているのかなと感じますのと、2時間余りでの面談で全てを判断するということはなかなか難しいのではないかと感じました。

そういう面でも、請願の3番に書かれているような最低限のITリテラシー教育ということについて、採択するのは難しいと判断しました。以上です。

「米田教育長]

西田委員。

[西田委員]

学校との連絡手段については、多様なご家庭やお子さんがおられますから、他に良い方 法はないか検討するのは良いことだと考えます。

また、電子メールアドレスを保護者に公開できないとする市の規定についても教育委員 会で調査するのは良いと思います。

しかし、請願3の「小学校教諭に対し、最低限のITリテラシーの教育をお願いします」についてですが、小学校の教員もかなり以前からIT機器を使って教育を行っていますし、勉強もしています。十分に教育現場を把握されたうえで出された請願なのでしょうか。「最低限の」という言葉も不明瞭です。当然、教員が力をつけていくことは大切ですが、この文面による請願を採択とすることはできません。

「米田教育長]

私は請願事項の1番、今、多様なご家庭があるという状況がありますので、いろんな意味で連絡の方法については検討していくことが必要かなと思いまして、ただそれには予算

が伴ったり、人的な背景といいますか、それができ得る背景もきちんと考えなくてはいけないということですので、この検討の中には時間がかかるかなとも思いますけれども、一つにはそういう時代なのかなと思います。

それから請願事項の2番の、電子メールアドレスについてのこの調査でございますけれ ども、これは対応を考えていきたいと思います。

それと各委員さんが最低限のITリテラシーということについて、その背景について話されていて、私も全く同じ観点ですけれども、一回の面談の中で、印象ということで謳われております。全体の把握ということの中では限定された状況の中での印象かなと思います。従って、私も不採択と考えます。

「米田教育長]

ほかにご意見はいかがでしょうか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございましたので、夢が丘小学校連絡手段に関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。請願第1-5号は不採択とすることに決しました。

請願第1-6号・水泳(プール)の授業での腰洗い槽使用に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第1-6号 水泳(プール)の授業での腰洗い槽使用に関する請願

「村田庶務課長〕

議案書の21ページをご覧ください。

請願番号、請願第1-6号。受付年月日、令和元年5月22日。

件名、水泳(プール)の授業での腰洗い槽使用に関する請願、でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ及びその次のページをご覧ください。請願の要旨につきましては記載のとおり でございます。

説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。 真野委員。

「真野委員]

請願の1番目に、小・中学校の腰洗い槽の廃止とありますけれども、市内の小・中学校の腰洗い槽の使用状況について教えていただければと思います。

[山口学校課主幹]

市内25校のプールの腰洗い槽の使用状況についてご説明させていただきます。

中学校8校は全校、腰洗い槽は使用しておりません。小学校17校中4校が令和元年、 今年度において不使用という返答をいただいております。残り13校においては腰洗い槽 使用後でプールに入っている現状になります。以上です。

「米田教育長]

ほかにご質問はございませんか。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。髙木委員。

「髙木委員]

請願の本文を読んでいきますと、本文としては、腰洗い槽を廃止にして、シャワーでの 洗浄を望みますということですが、これに至るいろいろ関係省庁からの通達が何件か出て いるわけですが、その辺の読み方についても、よく見ていくと必ずしも不要だということ ではなくて、日野市の学校においても、近在の保健所からも特に冷水シャワーの使用等、 学校での使用を鑑みると腰洗い槽の使用が望ましいという指導もあって現在も続いている のかなと考えているわけですが、ただ一方では、近年、皮膚の過敏な子供さんがいらっし ゃるとか、学校における塩素剤の保管なり運用の課題とか、いろいろ問題、課題が顕在化 してきているのかなとも感じています。

そういった中にあって、本請願の中では、「腰洗い槽を通ります」としていることから、ただ通過するだけの使用方法だと思われるとか、市内の他小学校でも同様に管理ができていないのではないかと疑念を抱かざるを得ないとか、あるいは、「衛生上」と言いながら衛生について何も考えていないのではないか、という一方的な認識、見解も示されていて、ある意味では請願の内容について、私自身非常にこだわりもないわけでもないんですが、先ほど言いましたように、子供さんあるいは学校の管理運用の状況から考えると、直ちに腰洗い槽を廃止にできないにしても、その辺の状況を関係者と問題、課題を整理しながら廃止していく方向かなとも考えておりますので、本請願については採択ということで考えております。

[米田教育長]

ほかにご意見はありますか。濵屋委員。

「濵屋委員】

これまで腰洗い槽が使われてきたのは、かつては入れ替え方式プールの場合が多かったり、シャワーによる身体の洗浄が十分に行われなかったという事情があったためと認識しています。しかし今は循環ろ過装置がついたプールが日野市内の全ての小・中学校で整備されているということですから、腰洗い槽を使用する意味というのは薄れてきているのではないかなと考えております。ただ、シャワーによる洗浄が十分できないことがあるので、小学校ではまだ腰洗い槽を使用しているということだと思います。

将来的には、やはり腰洗い槽を廃止していくということが必要だと思いますので、私は この請願は採択というふうに考えております。

[米田教育長]

ほかにご意見はありますか。真野委員。

[真野委員]

私も請願の中に「衛生上」と言いながら衛生について何も考えていないのではないでしょうかと書かれていまして、これは腰洗い槽を使い続けていることに対する文言になっているわけですけれども、実際に腰洗い槽も文科省の資料も読みましたけれども、比較的短時間で有効な洗体方法である腰洗い槽の使用云々とありまして、実際に腰洗い槽の効果につきましても謳っているわけで、衛生上何も考えていないということはあたらないというふうに思います。

その上で、先ほどありましたように、肌の敏感な子供たちのためにも今後、腰洗い槽を 廃止してシャワーでの洗浄を進めていくということに対しては、これはその方向で問題な いのではないかなというふうに思いますので、採択という形で考えさせていただきました。

[米田教育長]

ほかにございますか。西田委員。

「西田委員]

入れ替え式プールの頃は腰洗い槽を使っていましたが、循環式浄化槽になってからは、腰洗い槽の使用は少なくなっています。ただ、大規模校では腰洗い槽を使わないことによる衛生上の問題はないのか気がかりでもありましたが、日野市の中で大規模校と考えられる学校でも腰洗い槽を使わないで十分衛生管理が行われているという説明を聞き、特に問題がないことを認識しました。昨今、皮膚の過敏症の傾向がある児童・生徒が多くなってきていると聞きます。そうした児童・生徒への配慮を十分していかなくてはならないことを考えますと、腰洗い槽をやめて、シャワーでの洗浄を徹底し、プールの衛生管理を十分行っていく方向で進めて良いのではないかと考えます。この請願については採択にしたいと思います。

但し、請願の要旨に「学校は衛生上と言いながら衛生について何も考えていないではないでしょうか。」という文章がありますが、学校は衛生のことを十分考慮しながら水泳指導をおこなってきたことを理解していただきたいと思います。

「米田教育長」

私も、まず循環式の浄化方式のプールになっているという中で、小学校の中で腰洗い槽なしで運用している学校がある。そして十分にプールの品質も保っているというそういう状況がある。そんな中で、皮膚の過敏症のことがどうしても気になるお子さん、ご家庭が増えていらっしゃる。とすると腰洗い槽というのは廃止をしていく方向かなと思います。各学校はいろんな意味で今まで衛生上のことも考慮しつつ進めてきたわけですけれども、やはりここでそういう方向についてもう一度しっかりと考えていく、そういう状況かなと思います。小・中学校の腰洗い槽の廃止ということで、中学校自体はもう腰洗い槽は廃止しておりますけれども、小学校についても廃止をしていく方向かなというふうに思いますので、この請願については、採択と考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見はございませんか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、採択でございましたので、水泳(プール)の授業での腰 洗い槽使用に関する請願については、これを採択とすることにしたいと思いますが、異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「米田教育長]

異議なしと認めます。請願第1-6号は採択とすることに決しました。

請願第1-7号・夢が丘小学校のハラスメント・脅迫行為について請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第1-7号 夢が丘小学校のハラスメント・脅迫行為について請願

[村田庶務課長]

議案書の25ページをご覧ください。

請願番号、請願第1-7号。受付年月日、令和元年6月11日。

件名、夢が丘小学校のハラスメント・脅迫行為について請願、でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ及びその次のページをご覧ください。請願の要旨につきましては記載のとおり でございます。

説明は以上でございます。

「米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

「米田教育長]

なければ意見をお願いします。髙木委員。

「髙木委員〕

夢が丘小学校のハラスメント・脅迫行為についての請願ということですが、請願本文の中で事実経過について記載があるわけですが、基本的にはご本人が感じられたということではそういうことなんだろうということで、私自身は理解をしております。

そして請願事項について3点ほどあるわけですけれども、今回特に香りの問題でハラスメントということに請願者は言及しているわけなのですが、この香りの強い柔軟剤は使用を控えるよう保護者に通達するということについては、いろいろご家庭の事情があって、一律的に一方的に通達をするというのはどうなのかなという部分ございますので、この辺についてはもう少しこの香りの問題、香害について保護者、関係者に理解を求める形での方法は必要なのかなということで、賛同しかねると思っています。

そんな視点から、本請願については不採択と私自身は考えています。

「米田教育長]

ほかにご意見はいかがですか。西田委員。

「西田委員]

請願にあります香りの強い柔軟剤については、各家庭が十分知っていることが大事だと 思いますので、教育委員会が発行する「学校保健だより」や各学校で発行している「保健 だより」等で、家庭への啓発というような形で伝えていくことは必要だと思いますが、それを通達という強い形で出していくのは、いかがなものかと考えます。あくまでも理解を図っていく、啓発を図っていくという形のものではないかと思いますので不採択とします。

「米田教育長]

ほかにご意見はいかがですか。真野委員。

[真野委員]

私も請願事項の1項目ですが、香りの強い柔軟剤は使用を控えるよう全保護者に通達すると、こうあるわけですけれども、確かに世の中で香りの害、こういうことに対する意識というのがまだまだ十分ではないなと感じています。そういう面では、まだまだ成熟した状態にもないというふうに感じておりまして、今の時点で柔軟剤は使用を控えるよう保護者に通達をするということは、まだ今そこまで現状至ってないというふうに感じております。そういう面では、こういういろいろな香りの害を認識される方が世の中にもいるということをまずは啓発をしていく、そういう活動をしていく段階ではないかなと感じていますので、この請願については、私は不採択というふうに判断させていただきました。

「米田教育長]

ほかにご意見はございませんか。濵屋委員。

[濵屋委員]

私も香る害ということについて調べてみました。やはりまだ周知は十分ではないですけれども消費者センター等に相談が寄せられているということを知りました。ですので、保護者も先生方も、もちろん子供たちも、いろんな感じ方をする人がいるんだということは知っておく必要があると思います。

ただ、この請願にあるように、通達という形で出すことは反対です。やはり個人が何を好むかは自由なわけですから、それを制限するような文書を出すことは適切でないと考えます。先ほど西田委員がおっしゃったように、様々な感じ方をする人がいるのだということを徐々に広めていくことは必要かもしれませんけれども、通達という形で出すことについては反対ですので、この請願については不採択とすべきと考えております。

[米田教育長]

私も香る害、香害については、やはりしっかりとみんなが理解をしていかなければいけない時代だと思います。改めて啓発ということはしっかりと対応しなくてはいけないと思います。ただ、通達という形ではない、啓発ということでしっかりやっていくものかなと私も考えておりますので、不採択と考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見はございませんか。

「米田教育長〕

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございましたので、夢が丘小学校のハラスメント・脅迫行為について請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「米田教育長]

異議なしと認めます。請願第1-7号は不採択とすることに決しました。

議案第10号・令和元年度日野市教育委員会評価委員の委嘱の専決処分について、事務 局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第10号 令和元年度日野市教育委員会評価委員の委嘱の専決処分について

[村田庶務課長]

議案書の1ページをご覧ください。

議案第10号・令和元年度日野市教育委員会評価委員の委嘱の専決処分について、ご説明させていただきます。

提案理由でございます。日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第3条の規定に基づく、令和元年度日野市教育委員会評価委員の委嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により委嘱を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

次ページをお開き願います。

評価委員の氏名、住所、所属につきましては、記載のとおりでございます。

お一人目、伊藤義男氏は市内農業者です。学校給食で使う地元野菜の供給や市内中学生の職場体験、見学などの経験をお持ちの方です。お二人目、蟹江杏氏は日野市出身の版画家で、被災地の子供たちに絵本を届ける活動や、市内中学生とワークショップを通じて絵本を創作するなどの活動を行われている方です。

第3次学校教育基本構想で掲げております、みんなでつくっていく わくわくの学び合い、 育ち合いの観点から、地域の農業や創作活動などを通じて子供たちと関わりのあるお二方 からご意見を伺いたく委嘱したものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。令和元年度日野市教育委員会評価委員の委嘱の専決処分について、を原 案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり承認されました。

議案第11号・教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第11号 教育委員会職員人事について

[村田庶務課長]

議案書の3ページをご覧ください。

議案第11号・教育委員会職員人事について、ご説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

次ページをお開き願います。

令和元年6月30日付発令1名。

職層名、職務名、氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

「米田教育長]

なければ意見を伺います。

「米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。教育委員会職員人事について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「米田教育長〕

異議なしと認めます。議案第11号は原案のとおり可決されました。

報告事項第6号・行政情報の公開請求、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第6号 行政情報の公開請求

[村田庶務課長]

議案書の29ページをご覧ください。

報告事項第6号・行政情報の公開請求、について報告をさせていただきます。

30ページから32ページをご覧ください。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

「米田教育長〕

なければ、報告事項第6号を終了いたします

これより議案第12号、議案第13号の審議に入りますが、本件につきましては、公開 しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと 思います。 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の 終了をもって、令和元年度第3回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職について」 「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」 は公開しない会議の中で審議。

[米田教育長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて令和元年度第3回 教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会15時27分